

移動等円滑化取組計画書

令和2年 6月 25日

住 所 高知県南国市久枝乙58番地

事業者名 高知空港ビル株式会社
代表者名 代表取締役社長 十河 清

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

空港施設面においては、移動円滑化基準に適合しているため、現時点で改修等予定はしていない。
人的な旅客支援については、定期的にバリアフリー講習を実施する等、航空会社スタッフ及び商業テナントスタッフと協力し対応力を向上していく方針である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし。	現時点では予定無し。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
他業者との連携	高齢者、障害者等のバスの乗り降り時や、ビル施設内誘導については、人的な支援をバス会社及びビル館内テナントへ協力依頼を継続していく。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設利用情報の提供	高知県制作のホームページ「高知のバリアフリー観光」に、施設情報を提供している。 https://kochitourism-barrierfree.jp/

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー講習の実施	空港館内従業員向けのバリアフリー講習を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高知県が主催するバリアフリー観光の協議会に参加し、移動円滑化のために必要な連携に関する情報を他事業者と共有する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。